

# 富岡小学校

P T A 規 約

P T A 慶 弔 規 約

P T A 組 織 図

令和8年5月8日より適用

# 富岡小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、所沢市立富岡小学校PTAと称し、事務所を富岡小学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、富岡小学校の児童の幸福と健全な成長を図る事を目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会は、教育向上を本旨とする、民主団体として次の方針によって活動する。

- (1) 学校教育、家庭教育等について、会員相互の理解と協力を深める。
- (2) 児童福祉を目的とする他の社会団体、及び機関と必要により協力する。
- (3) 特定の政党や宗教に偏ることなく、いかなる団体との支配干渉も受けない。
- (4) 学校人事、その他管理・運営には一切関与しない。

## 第4章 会員

### 第4条-1

この会は、会費の納入をもって入会の意味確認とする。

### 第4条-2

この会の会員は、富岡小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務をもつ。

### 第4条-3

校長は、すべての会議に出席して、質問に答え、また、意見を述べることができる。

## 第5章 会計

第5条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

### 第6条-1

会費は年額2,000円とし、集金回数は年1回とする。

### 第6条-2

年度の途中の入会または退会に伴う会費の月割り計算は行わないものとし、次のとおりとする。

- ・年度の中途の入会の場合  
その年度の会費については徴収しない。
- ・年度の中途の退会の場合  
一度納入した会費については、返金しない。

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第8条 この会には、次の役職を置き、(1)～(4)を本部役員とする。

- |           |    |          |
|-----------|----|----------|
| (1) 会長    | 1名 |          |
| (2) 副会長   | 2名 |          |
| (3) 書記    | 2名 |          |
| (4) 会計    | 3名 | (1名は教職員) |
| (5) 会計監査  | 3名 | (1名は教職員) |
| (6) 教職員代表 |    |          |
| (7) 協力委員  |    |          |

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第10条

- (1)本部役員は、選考委員会が会員の中から選出し、運営委員会にて報告する。
- (2)教職員代表者は、教職員によって選出する。
- (3)本部役員、教職員代表者ともに総会にて承認を得る。

## 第7章 役員の任務

### 第11条 役員の任務は次の通りとする。

- (1)会長は、会を代表し会務を総括し、各種会議を招集する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。
- (3)書記は、会議の記録、各種会合の通知等この会の庶務を担当する。
- (4)会計は、この会の会計を担当し、定期総会において、会計監査を受け決算報告をする。
- (5)会計監査は、会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。
- (6)教職員代表者は、この会の各種会議に出席し、運営に関しての意見を述べる。
- (7)協力委員は、前年度本部役員が就き必要に応じて助力する。

## 第8章 総会

### 第12条-1

総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって構成される。

### 第12条-2

定期総会は、年1回とし、次のことを審議、承認、決定する。

- (1)前年度の事業並びに決算報告
- (2)新年度の事業方針並びに予算
- (3)役員選出
- (4)規約の改正
- (5)その他重要事項

### 第12条-3

臨時総会は、会長がこれを招集する。

- ・ 運営委員会、または会員の5分の1以上の要請があったとき。
- ・ 会長が必要と認めたとき。

第13条 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状も出席と認める。

## 第9章 役員会

### 第14条 役員会の構成及び任務は次の通りとする。

- (1)役員会は、本部役員と教職員代表者で構成し、定例会を適時開催する。
- (2)役員会は、PTA運営に関する企画・立案および検討を行う。
- (3)役員会は、必要に応じて構成し開く。

## 第10章 運営委員会

### 第15条 運営委員会の構成及び任務は次の通りとする。

- (1)運営委員会は、本部役員、学年代表委員、選考委員、広報委員、家庭教育学級委員、地区安全委員、教職員代表者で構成する。
- (2)運営委員会は、総会に次ぐ議決機関としての任務を行う。
- (3)運営委員会は、必要に応じて開く。

## 第11章 委員会の設定、及び任務

### 第16条 この会には、次の委員会を置く

- (1)学年代表委員会
- (2)選考委員会
- (3)広報委員会
- (4)家庭教育学級委員会
- (5)地区安全委員会

委員は各種委員会に属し、必要に応じ委員会を開き、会務を円滑に遂行する。

第17条 委員会には、委員長と会計を置き、必要に応じてその他の役職を置く。

第18条-1 学年代表委員会

- (1)各学年から選出された委員で構成する。
- (2)PTA活動の補助にあたる。
- (3)学年代表委員より3名、選考委員を兼ねる。

第18条-2 選考委員会

- (1)学年代表委員より選出された3名の委員で構成する。
- (2)次年度本部役員候補者を中立的な立場で選考するための活動にあたる。
- (3)会長は選考委員会へ選考業務を委嘱する。

第18条-3 広報委員会

- (1)各学年から選出された委員で構成する。
- (2)PTA活動の意義高揚のための広報活動を行う。

第18条-4 家庭教育学級委員会

- (1)各学年から選出された委員で構成する。
- (2)会員の教養を高め、その計画と実施にあたる。

第18条-5 地区安全委員会

- (1)各地区より選出された地区委員で構成する。
- (2)児童の登下校における安全のための活動にあたる。

## 第12章 個人情報の取り扱い

第19条 この章はこの会の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、この会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

第20条 この会は取得した個人情報を、以下の目的のために利用する。

- (1)PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成のため
- (2)PTA活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険加入のため
- (3)会費納入管理のため
- (4)役員・委員選出のため
- (5)PTA活動の諸連絡のため
- (6)登校班編成のため

第21条 この会は第20条に定めた利用目的を示したうえで、以下の個人情報を取得する。

- (1)会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- (2)会員の子どもの氏名・クラス
- (3)必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

第22条 この会における個人情報の管理者は会長とする

第23条 この会における個人情報の取り扱い者は、役員および委員とする。

第24条 個人情報の管理者および取り扱い者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第25条 個人情報が記載されたものは、管理者または取り扱い者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また不要となった個人情報は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては、第三者が読み取れないよう破砕等の処置を行う。

第26条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し、保管する。また持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

第27条 この会は、富岡小学校と利用目的の範囲内に限り、取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1)利用する目的：第20条に定める通り
- (2)利用する項目：第21条に定める通り
- (3)利用するものの範囲：富岡小学校とこの会

第28条 この会の個人情報の管理者および取扱者は、個人情報の重要性を理解し、その取扱に十分注意を払わなければならない。

第29条 この会は、第20条に定めた利用目的で、本人の同意を得たうえで、取得した個人情報を所沢市PTA連合会へ提供する。それ以外の第三者に対しては、提供しない。

第30条 この会が保有している個人情報については、本人から開示または訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければならない。

### 第13章 付則

第31条 この会の規約は、総会の決議を経て改正することができる。

第32条 この会は、別に細則を設ける。

第33条 この会の会則は、平成2年9月1日から実施する。

※ 平成10年5月一部改正

※ 平成13年3月一部改正

※ 平成15年5月一部改正

※ 平成16年3月一部改正

※ 平成18年5月一部改正

※ 平成20年4月一部改正

※ 平成28年4月一部改正（平成9年以前 略）

※ 平成30年4月一部改正

※ 平成31年4月一部改正

※ 令和 2年7月一部改正

※ 令和 7年5月一部改正

※ 令和 8年5月一部改正

1. 役員・委員の選出時期

- (1) 本部役員は9月に募集を開始し、選考委員によって選出される。
- (2) 地区安全委員は2月末までに各地区から選出する。
- (3) 学年代表委員、広報委員、家庭教育学級委員は4月に募集を開始し、本部役員が選出業務を行う。

2. 役員・委員の選出方法

- (1) 本部役員の一次募集で候補者が定員数に満たなかった場合は二次募集をする。二次募集でも定員数に満たなければ、9月時点で役員・委員未経験の3年生～5年生のP会員より抽選する。
- (2) 地区安全委員の選出人数や選出方法は、各地区へ一任する。
- (3) 各委員会の選出人数は募集時期に検討し、判断する。
- (4) 各委員の立候補者がいない場合、各学年の役員・委員未経験のP会員より抽選する。
- (5) 各委員の立候補者が多数の場合、選出方法は本部役員にて検討する。抽選にて決定する、もしくは本部役員が調整役となり候補者の意思確認をして決定する等の判断をする。
- (6) 公正を保つため、多数のPTA会員が目視できる場で抽選を実施する。
- (7) 各委員を兼任することがないように、本部役員にて対処する。

3. 各委員会の役職選出

- (1) 新旧引き継ぎ会議にて、新年度の役職立候補者を募る。
- (2) 立候補者がいない場合、協議や抽選にて選出する。
- (3) 第一子が新一年生のP会員は、全ての委員会において委員長に就かせないように配慮する。ただし、本人が委員長を希望する場合は妨げない。

4. 役員・委員の経験管理方法

- (1) 児童ひとりにつき1枚の個人カードを作成し、役員・委員の経験を記録する。
- (2) 本部役員内でも役員・委員の経験を記録するリストを作成し、整合性を取る。

5. 職務任期満了後の選出免除要件

- (1) 平成23年度以降の本部役員経験者は、全ての選出において永久免除となる。
- (2) 地区安全委員の免除要件は地区によって定める。
- (3) 学年代表委員、広報委員、家庭教育学級委員は児童一人の名義で引き受けるため、対象児童のみ免除となる。

6. 2周目の選出

- (1) 全P会員が役員・委員を経験済みとなった場合、2周目の選出が行われる。
- (2) 2周目の選出において、委員を2回以上経験している会員と本部役員経験済み会員は除外される。
- (3) 1周目の委員経験で委員長に就いた会員は、2周目では委員長免除とする。

# 富岡小学校PTA慶弔規約

## 第1条 目的

本規定は富岡小学校PTAに関する慶弔規約等に際して贈呈する金品の基準を示すものとする。

## 第2条 種類

慶弔に際して贈呈する種別の名称は次の通りとする。

(1)見舞い金 (2)弔慰金 (3)感謝状

## 第3条 見舞い金

会長は、次に該当する事項の生じたときは、見舞い金をおくることができる。

1 児童、会員が傷病等により1ヶ月以上、入院療養したとき。

(3,000円)

1 会員が不慮の災害を被り、財産の過半を失ったとき。

(5,000円)

ただし、被害が学校区全般に及ぶ場合は除く。

## 第4条 弔慰金

会長は、会員に関する次の者が死亡したときは弔慰金をおくることができる。

1 会員 (5,000円)

1 児童 (花輪と5,000円あるいは相分の弔意)

ただし、特別な事情がある場合は、役員会の承認を得て弔意を表す。

## 第5条 感謝状

会長は、感謝状を贈呈することができる。

## 第6条 補則

会長は、本規約を適用するに際して必要と認められる事由が発生したときは、その都度協議して決定するものとする。

## 第7条

本規約に該当して支出されたものについては、お返しは一切無用とする。

## 第8条

本規約の改定は運営委員会に諮り、総会によって行うことができる。

## 第9条

本規約は平成元年5月6日より有効とする。

※ 平成 5年3月一部改正

※ 平成13年3月一部改正

※ 平成20年4月一部改正

※ 令和 4年5月一部改正

# 富岡小学校PTA組織図

